

平安時代の即位儀とその儀仗

——文安御即位調度図考——

山 本 崇

はじめに

古代都城の儀式において、儀仗は、儀式空間を荘厳する調度として重要な役割を果たしていた。その詳細は、貞観年間頃に編まれたとされる『儀式』や、奈良時代以来の式を集成した『延喜式』の規定から窺われる。なかでも、元日朝賀、あるいはそれと同じ構造で挙行された即位式は、儀仗や参加する官人の範囲、服装などにおいて、他の儀式と比較にならない規模と壮麗さを誇り、古代国家における最重要の儀式たることを可視的に示すものであった^①。

いわゆる文安御即位調度図（以下、調度図と略称する）は、概して文献史料や発掘遺構からしか窺われない都城儀式の儀仗を具体的に伝える類い稀なる史料である^②。先学の指摘によると、八省院で即位式が行なわれた平安時代院政期の即位調度を描いたものと考えられている^③。周知の如く、この絵図は巻尾に「文安」の書写奥書をもつ中世後期以降の写本をもととするものであるが、奈良時代、平安時代儀式の検討にも、相応の手続きを経た上で用いるならば、極めて有効な史料たることは言をまたない。とりわけ近年、平城宮跡第二次大極殿院、長岡宮跡大極殿院で相次いで検出した「宝幢遺構」や、平城宮跡東区朝堂院、同朝集堂院等において儀仗にかかわる可能性のある遺構を検出したことにより、発掘調

査成果と考古学的な知見を踏まえた調度図そのものの検討が進められた点は特筆される^④。

ただし、これまでの調度図の研究は、その巻頭に記される高御座^⑤と七本の宝幢・四神旗に集中してきた感が否めない^⑥。ところが、即位・朝賀など律令制下の大儀において、大極殿前の宝幢・四神旗のほか、八省院北門から朱雀門外にいたる各所に多数の幡が建てられたことは周知に属するのであり、この事実を踏まえるならば、調度図の理解は、大極殿とその前庭のみではなく、八省院北門から朱雀門外にいたるすべての幡を総体としてとらえ行なわれる必要がある。

以下本稿では、まず『儀式』『延喜式』における大儀の儀仗を確認する。次いで、宝幢・四神旗のみならず、調度図に描かれる幡全体を対象として、調度図の構成を明らかにする。これらの検討を踏まえ、最後に、調度図の成立時期を平安時代の即位式のなかで考えてみたい。

一 『儀式』『延喜式』による大儀の幡

律令国家の朝儀は、大儀・上儀・中儀・小儀に区分されていた^⑦。その区分は、『内裏儀式』『内裏式』『儀式』『延喜式』において若干の変化が認められる。変化の方向は、時代が降るにつれて上儀が中儀もしくは小

儀に、あるいは中儀が小儀とされるなど、いずれも下位区分に向けたものであり、『延喜式』では、上儀とされる儀式はなくなり、大儀・中儀・小儀の三分に整理されていた。多くの儀式が下位に区分されていくなか、元日朝賀は一貫して大儀として把握され、これと同じ儀式構造とされる即位、さらに大嘗会、受蕃国使表は、必ずしもすべての儀式書に区分を明示するわけではないが、いずれも大儀として把握されていたと思われる。大儀と中儀ないし小儀との差異は、儀仗の規模、官人の装束と参加する官人の規模に認められる。前者について、大儀と中儀以下では、建てられる幡などの種類と規模に明確な差異が認められるほか、大儀の儀仗には、衛府官人以外に中務省に率いられた内舍人、大舍人寮、隼人司などが加わる。また、大儀の武官の装束は、位階ではなく官職に依りて定められていた^⑧。さらに、元来大儀は、無位以上の全官人が朝廷に列立することを基本としていた。以下、本稿の検討に不可欠な、大儀の幡にかかわる『延喜式』の規定をあげる。

史料A 『延喜式』兵庫寮元日即位条

凡元日及即位搆^二建宝幢^一等者、預録^二色目^一移^二送兵部^一。前十五日、復請^二夫单廿人^一〔各日飯五升・塩一勺〕・鋤十五口〔事訖返上〕。待^二官符到^一、寮与^二木工寮^一、共建^二幢柱管於大極殿前庭龍尾道上^一。前一日、率^二内匠寮工一人、鼓吹戸冊人^一、搆^二建宝幢^一。從^二殿中階^一南去十五丈四尺建^二烏像幢^一、左日像幢、次朱雀旗、次青龍旗〔此旗当^二殿東頭楹^一、玄武旗当^二西頭楹^一〕、右月像幢、次白虎旗、次玄武旗〔相去各^二二丈許^一、与^二蒼龍白虎兩樓南端楹^一平頭〕。訖並返納。

史料B 『延喜式』中務省大儀条

〔前略〕其日依^二時尅^一、輔丞各^二二人相分率^一内舍人、大極殿前庭近衛陣以南隊^レ之〔内舍人不^レ足者、權補^二冊人^一。大舍人十人、内豎廿人、有品親王家十人。省直仰令^レ進^二名簿^一便補^レ之。其名簿具注^二父祖官

位^一。蕃客人朝之時、待^二太政官所^一下名簿^二補^レ之^一。各居^二胡床^一〔其輔胡床以^二虎皮^一敷^レ之〕。兕纛幡^二二旒^一〔預掘^レ穴樹^二管柱^一〕。鉦鼓各^二二面^一〔並有^二篋并槌^一〕。〔後略〕

史料C 『延喜式』左近衛府大儀条

〔前略〕中將率^二將監以下^一、隊^二於大極殿南階下^一。大少將率^二將監以下^一、隊^二於中務陣以北^一〔若蕃客朝拜者、降^二隊於龍尾道下^一。其隊幡小幡各倍^レ数〕。龍像纛幡^二一旒^一〔加^レ戟。其管預前儲備。余皆准^レ此〕。鷹像隊幡^二四旒^一、小幡^二冊二旒^一〔緋黃各廿一旒、並著^レ戟。余亦准^レ此〕。鉦鼓各^二一面^一〔面別加^二槌^一・其篋〕。余亦准^レ此。將監率^二將曹以下^一、隊^二於大極殿以北後殿南^一、並居^二胡床^一〔少將以下胡床各敷^二虎皮^一。預奏^二請内藏寮^一。永収^二本府^一。余府准^レ此〕。〔後略〕

史料D 『延喜式』左衛門府大儀条

〔前略〕督率^二尉以下^一、隊^二於会昌門外左^一〔若蕃客朝拜者、隊^二於応天門内^一〕。鷲像纛幡^二一旒^一、鷹像隊幡^二二旒^一、小幡^二冊九旒^一、鉦鼓各^二一面^一。伴氏五位一人〔右佐伯氏、各服^二礼服^一〕、率^二門部三人^一〔装束同^レ上。不^レ著^二弓箭^一〕、入^レ自^二腋門^一。居^二会昌門内左廂^一〔門部在^二門下^一〕。依^二時尅^一令^二開門^一。佐率^二尉以下^一、隊^二於応天門外左^一。隊幡^二二旒^一、小幡^二冊五旒^一。尉一人率^二門部三人^一居^二門下^一。開門畢還^二本陣^一。又尉率^二志以下^一、隊^二於朱雀門外^一。隊幡^二二旒^一、小幡^二冊八旒^一。志一人率^二門部五人^一居^二門下^一。開門畢還^二本陣^一。自^二朱雀門外^一至于第一坊門傍路^一、衛士隊^レ之。又尉率^二衛士已上^一、隊^二於龍尾道以南諸門^一。小幡^二四旒^一。志率^二衛士已上^一、隊^二於東西諸門及余腋門^一。〔後略〕

史料E 『延喜式』左兵衛府大儀条

〔前略〕督佐率^二尉以下^一、隊^二於龍尾道東階下^一〔若蕃客朝拜者、隊^二於会昌門内外^一〕。虎像纛幡^二一旒^一、熊像幡^二四旒^一、小幡^二九十六旒^一、鉦鼓各^二一面^一。又尉率^二志已下^一、隊^二於北殿門左^一〔右府隊^二於同門右^一。余

表一 『儀式』『延喜式』にみる大儀の儀仗

	陣	宝幢・四神旗などを除く	
		威儀物	
中務省内舎人	大極殿前庭（近衛陣以南）	兕・纛 鉦・鼓	2 各2
大舎人寮	大極殿前庭（近衛陣以北）	執物	
兵庫寮	大臣幄西南	鉦・鼓	各1
	会昌門外東	鉦・鼓	各1
	栖鳳楼西南角壇以西	鉦・鼓	各1
	朱雀門内東	鉦・鼓	各1
左右近衛府	大極殿前庭	龍像・纛	2
		鷹像・隊幡	8
		小幡（緋・黄各21）	84
		鉦・鼓	各2
左右兵衛府	龍尾道階下	虎像・纛	2
		鉦・鼓	各2
		熊像・幡	8
		小幡	192
	昭慶門内左右	小幡	36
	北腋門東西楼内	（兵衛）	
	龍尾道以南諸門（宣政門・章善門）	小幡	8
	東西諸門・余腋門	（衛士） 鷲像・纛	2
左右衛門府	会昌門外左右	鉦・鼓	各2
		鷹像・隊幡	4
		小幡	98
		隊幡	8
	応天門外左右	小幡	90
	朱雀門外	隊幡	4
	朱雀門外第一坊門傍路	小幡	96
	応天門外左右	（衛士）	
隼人司	（隼人）		

平安時代の即位儀とその儀仗

亦准^レ此^一。小幡十八旒。志率^二兵衛以上^一、隊^二於北掖門東廊門^一。（後略）

史料A～Eにみえる大儀の儀仗の全容を表一にまとめた。これによると、大儀の幡は大きく四つに分類される。第一は、宝幢および四神旗で、兵庫寮と木工寮が構え建てる。第二は、纛幡。第三は、鷹像・隊幡、熊像・幡とみえる幡。第四は、小幡である。第二の纛幡は、衛府のほか中務省にもみえるが、第三、第四の幡は衛府に限られる。

『令義解』によると、

幡者、旌旗惣名也。將軍所^レ載曰^二纛幡^一、隊長所^レ載曰^二隊幡^一、兵士所^レ載曰^二軍幡^一也。

とみえる。『令義解』にみえる纛幡、隊幡、軍幡は、大儀の幡のうち、宝幢および四神旗より下位の、三つの区分に相当する。また、幡のほかの儀仗として、鉦・鼓がみえる。『延喜式』によると、鉦・鼓は、大極殿東南・会昌門外・栖鳳楼西南・朱雀門内の四箇所に兵庫寮が弁備し、それぞれの長は寮頭以下の四等官が任じたほか、中務省・衛府にも付属していた。大極殿、会昌・応天・朱雀門の撃鉦鼓人各一人・執夫四人、中務撃鉦鼓人各二人・執夫八人、諸衛の撃鉦鼓人一人・執夫四人は、すべて兵庫寮が準備した。これらの人員は、「大儀及行幸諸衛府所^レ須撃^二鉦鼓^一人及執夫、本府臨時具録^二其数^一申^レ官。然後分配」、あるいは、「凡大儀所^レ須撃^二鉦鼓人^一及執夫者、移^二請兵庫^一」（其数并装束見^二兵庫式^一）。余府准^レ此^一とみえることから、諸衛府（中務省もか）からその人数を太政官に申請した後、兵庫寮への移をうけて、各衛府・中務省に分配されたと思われる。なお、元日朝賀において、鉦鼓は和銅八年（七一五）にはじめて用いられたという。¹⁵⁾

以上が、大儀の儀仗の一般的な理解であるが、『延喜式』にみえる大儀の幡を考える時、気がかりな問題は、小幡の本数に端数がみえることで

ある。すなわち、小幡の本数は、左近衛府が四二旒（史料C）、左兵衛府が九六旒と一八旒（史料D）、左衛門府が四九旒、四五旒、四八旒（史料E）である。小幡は、軍幡にあたり、陣列する兵士が建てる幡と考えられる。そうであるならば、陣列する近衛・兵衛・衛士の数そのものを示すと考えるのが自然であり、ここにみえる端数は、整然とした陣のありかたからして疑問といわざるを得ない。ちなみに、兵衛、衛士の編成にかかわる規定は令規にはみえないものの、『宮衛令』によると、行幸における衛士の隊列を「隊」といい、「部隊主帥」により統率された^⑮。また『令集解』によると、五〇人を隊となし、それを統括する「五十長」以上の者を、「部隊主帥」という^⑯。この規定は行幸時の衛士の編成にかかわるものであるが、儀式に際しても同様の編成がとられたとするのが穏当であろう^⑰。兵衛については必ずしも判然としないものの、衛士の例から推して、儀仗の陣を構成する兵衛・衛士は、いずれも五〇人を基本とするのがあるべき姿と思われる。

そこであらためて、儀仗の詳細を検討する。『延喜式』によると、衛府の建てる幡は、纛幡、（鷹像）隊幡、熊像幡、小幡である。このうち、將軍（長官）旗ともいべき纛幡については、「凡大儀分配擊二鉦鼓一人及執夫者、（中略）中務擊二鉦鼓一人各二人、執夫八人、諸衛別擊二鉦鼓一人・執夫四人・執纛四人（左右衛門府執纛夫各十六人）・執戟四人。（後略）」とみえ、証鼓の場合と同じく、「執纛」は兵庫寮が弁備するものとされている^⑱。したがって、衛府が自ら建てる幡は、隊幡以下の幡に限られる^⑲。以下、隊幡と小幡に注目して検討を進める。小幡の数に隊幡の数を加えると、左兵衛府は、九六旒＋四旒＝一〇〇旒となり、五〇の単位が認められる。このことは、兵衛府の儀仗が五〇を単位としていたことを強く示唆する。それに対し左衛門府の小幡は、会昌門外が四九旒、応天門外が四五旒、朱雀門外が四八旒で、各陣の隊幡それぞれ二旒ずつ

を加えても、朱雀門外が五〇旒となるのみで、なお端数は解消されない。ところが、『儀式』元正朝賀儀によると、応天門外の隊幡は「四旒」と記されている。小幡の数、すなわち衛士の数からすれば、『延喜式』に記す通り「二旒」が相応しいと思われ、ほかに倍する数はやや異例ともいえる。しかしながら、『儀式』に記す「四旒」を採り、左衛門府の三箇所の陣全体をみると、幡の数は小幡一四二旒＋隊幡八旒＝一五〇旒となり、これまた五〇人一隊の儀仗が復原できるのである。

史料の字句をめぐり推測を交えたが、隊幡・小幡の数から推測される兵衛と衛士の数は、左右両府で兵衛府二〇〇人、衛門府は三〇〇人となる。令制五衛府は、左右兵衛・左右衛士・衛門の各府からなるが、上記の数字による限り、令規の原則は、各府一〇〇名ずつで陣が構成されていたと推測される。さらに、『延喜式』から復原される陣が令規の原則を継承するものであるとするならば、その陣の場も大宝令制下に遡る、伝統的なものであると考えられる。そういえば、平安宮では兵衛府の陣は龍尾道下に置かれるが、これは前代の大極殿閤門外の陣に対応するもので、閤門を警備する兵衛の職掌を伝えるものと理解できよう。平安宮において大極殿閤門が撤去された後も、兵衛は閤門外に相当する龍尾道下に陣を構えたのである。また、左右衛門府衛士三〇〇人の会昌門以外三門への分配の状況も、宮の構造の変化から無理なく理解できる。令規の左右衛士府、衛門府は大同二年（八〇七）に左右衛門府として再編されるが、再編前は、外門（宮城門）・中門（宮門）の警備を分担して行なっていた^⑳。『延喜式』にみえる会昌門以外三門の陣は、衛府の再編後、外門（宮城門）・中門（宮門）の警備を左右衛門府が担った結果と推測されるが、これらの陣ごとに生じた端数は、もと衛門・左右衛士の三衛府で三〇〇名であった衛士を、あらためて三門に振り分けたことによるのであろう。その際、その理由は不明ながら応天門外のみ隊幡が四旒建てられたため、それに対応

するように小幡の数を減じたと考えておきたい。このように、五〇〇名から構成される大儀の儀仗は、その人数と陣の配置において令規と見事に一致している。このことは、令制当初の状況を極めて正確に伝えているものと理解できるのであるが、そうであるならば、藤原宮における大宝令制下の大儀の衛府の陣は、大極殿南門外Ⅱ左右兵衛府、朝堂院南門外Ⅱ左右衛士府、朱雀門外Ⅱ衛門府となり、思いの外単純な配置であったと推測される。恐らく、内門（閤門）内には衛府の陣は置かれず、仮にあるとすれば中務省の率いる内舎人の陣のみではなかったかと憶測する。

他方、平安宮の龍尾道以北（当初の大極殿閤門内）の幡は、左近衛府の幡が小幡四二旒と鷹像隊幡四旒で四六旒、北門の左兵衛府が小幡一八旒であるが、その端数は、同様に近衛府の成立と展開を中心とした、天皇側近の衛府の変遷のなかで理解できる。以下、推測を交えつつ検討してみる。授刀衛が成立した天平宝字三年（七五九）以降、中衛府と授刀衛（のち近衛府）の儀仗は、両府の纛幡のほか、中衛と授刀舎人（近衛）がそれぞれ五〇名ずつ大極殿院内に配されたと思われ、その配置は、大極殿前庭に三〇旒（隊幡二旒+小幡二八旒）、北門に二〇旒（隊幡二旒+小幡一八旒）と推測される。天平宝字八年（七六四）十月以前に外衛府が設置された後は、近・中・外の三衛が大極殿院内の儀仗を担ったが、外衛府は纛幡のほか前庭に外衛三〇名（隊幡二旒+小幡二八旒）のみが配されたのではなからうか。さらに、宝龜三年（七七二）に外衛府が廃止された後は、大極殿前庭の三衛の小幡八四旒が中衛府と近衛府に二分して四二旒ずつ分配され、中衛府と近衛府の隊幡八旒は、前庭の中衛府・近衛府の陣に集められたのであろう。北門の小幡三六旒は、恐らくは大極殿閤門の撤去を契機として、遅くとも大同二年（八〇八）の六衛府制への移行時までに兵衛府に移管されたと推測される。外衛府の隊幡二旒は断案をもたないが、宝龜三年に廃止されたと憶測すれば、『延喜式』にみえる端数は

説明できるのである。

『延喜式』によると、上記のごとき幡の構成のほかに、区画の構造が窺われる史料がみてとれる。左衛門尉が衛士已上を率いて陣列する「龍尾道以南諸門」である。『儀式』によると、この諸門は宣政門に対応し、朝堂院東面の脇門にあたる。その他の小門は、左衛門志が衛士已上を率いて陣列する「東西諸門及余腋門」にあたると思われることからして、この比定は大過ないであろう。そうであるならば、一つの門を指すのになぜ「諸門」と称したのか。憶測を交えれば、この記述は『弘仁式』段階の記述をそのまま引き継いだものである可能性があり、平安宮以前のいづれかの時期に、朝堂院ないしそれに類する区画において、東面回廊ないし築地に、「諸門」とされる小門以外の門が二つ以上存在した事実を伝えているのではなからうか。

以上、『儀式』『延喜式』にみえる大儀の儀仗に検討を加えた。朝堂院における兵衛府・衛門府の儀仗の規定は、令制五衛府による儀仗のありかたを色濃くとどめていることを明らかにし、その反面、龍尾道上の儀仗は、衛府の改編、とりわけ八衛府から左右近衛府の成立過程で理解すべきものであるとの理解を示した。付言すれば、『令集解』に「元日夫装五纛有鉦鼓也」とみえる「五纛」は、五種類の纛幡を示すものではなからう。纛幡は、將軍の建てる幡であることからして、宮の警備にあたる衛府の長官、すなわち令制五衛府の督が建てる五本の幡と理解するのが至当であり、古記の「五纛」は、大宝令当初の儀仗を的確に示していると思われる。また、『延喜式』においては、中務の兕纛幡二旒を含め八本の纛幡が確認されるが、この数は、八衛府の時代に八本の纛幡が建てられた故実に基づくのではなからうか。武官ではない内舎人の陣に纛幡が存在するのは、このような事情によるものと推測される。

二 文安御即位調度図とその構成

本節は、調度図に描かれた儀仗、調度を対象とし、調度図の構成を明らかにすることを目的とする。その際、『延喜式』の規定との相違点を整理し、その差異がなぜ生じたのかを追究する視角を堅持したいと思う。

調度図の性格は、以下にあげる研究により提示された。岩橋小弥太は、文安年中（一四四四～四九）には即位式がなかったこと、「文安元年正月令『書写』了。藤原光忠」の奥書について、文安二年は二月改元であること、藤原光忠はこの年に四歳であることなど、疑問点を的確に指摘した上で、「登極礼が大極殿で行なわれていた時代の調度図録」と位置づけられた。福山敏男は、日像幢に「保安記」を引くことから保安四年（一一二三）の崇徳天皇即位式以降の即位調度図であること、高御座壇上に摂政座の記述が認められることから、保安以降仁安までの即位式のうち、摂政が置かれた永治元年（一一四二）の近衛天皇、永万元年（一一六五）の六条天皇、仁安三年（一一六八）の高倉天皇即位式の三度のうちいずれかと指摘された²⁹。調度図の成立年代をめぐる議論は、ここにはぼ定まったといえ、以後、米田雄介氏が調度図諸本の書誌的事項を整理されたほか、吉川真司氏は、調度図の細部描写にみえる差異に注意を払いながら、特に宝幢・四神旗が検討されている³⁰。

調度図は都城儀式の考究に欠くべからざる史料であるにもかかわらず、その内容にまで立ち入った専論はさほど多くはない。かかる研究状況において、金子裕之は、調度図の構成を意識しつつ、宝幢・四神旗の画像を美術史的に検討するとともに、帽額の変遷を取り上げ、調度図の時代的特質の解明を志された³¹。ただし、金子の議論はもともと基本となる『儀式』『延喜式』との比較検討が不充分であること、調度図原本の描かれた時代、すなわち院政期にいたる即位儀の歴史的変遷のなかに調

度図を位置づける視角に乏しいことなど、さらなる検討の余地も残されていると思われる。

調度図に描かれた図像の概略は、次の通りである。A 高御座。B 宝幢・四神旗。C 儀仗の一部と帽額。D 儀仗。E 女孺・大舍人執物。なお、言及する幡を番号で示すため、図一に調度図のトレース図を掲げたほか、調度図の儀仗を『延喜式』と同様に表二にまとめた。以下、それぞれの記載内容をやや詳しく検討する。

A…高御座。多くの写本では巻頭に描かれるものの、Cの帽額の下に描かれる写本が知られる³²。米田氏が指摘する通り、こちらが本来であろう（後述）。

B…宝幢・四神旗（1～7）。吉川真司氏が、「原図どおり天皇から見たさま」と注記して、明確に示されたことであるが、北からみた絵像である。なお、かねてから指摘されるように、調度図の四神旗の配置は、『続日本紀』の大宝元年（七〇二）朝賀と比較すると、青龍と朱雀、白虎と玄武の位置が東西入れ替わり異なるものの、『儀式』『延喜式』にみえる配置とは一致している点を確認しておく。

宝幢・四神旗は、次の二点を傍証として、北を正面として建てられていたと考える。その一つは、即位式の記録にみえる烏幢の記述である。保安度即位式において、「銅烏幢（北面立之）」「銅烏幢向（北立之）」とみえ、銅烏幢が北向きに建てられることが特記される。同様の記述は、保元度即位式においても「銅烏幢（色黄北向。（後略））」とみえ確認できる³⁶。これらの記述から、烏幢が「北向」に建てられたとする理解は、少なくとも調度図の描かれた院政期の即位式においては疑いの余地はないと思われる³⁷。

もう一つの傍証は、近世以降に描かれた御即位図の図像である（図二）。近世の御即位図は、南方もしくはやや東南方向上空に視点を置いて描か

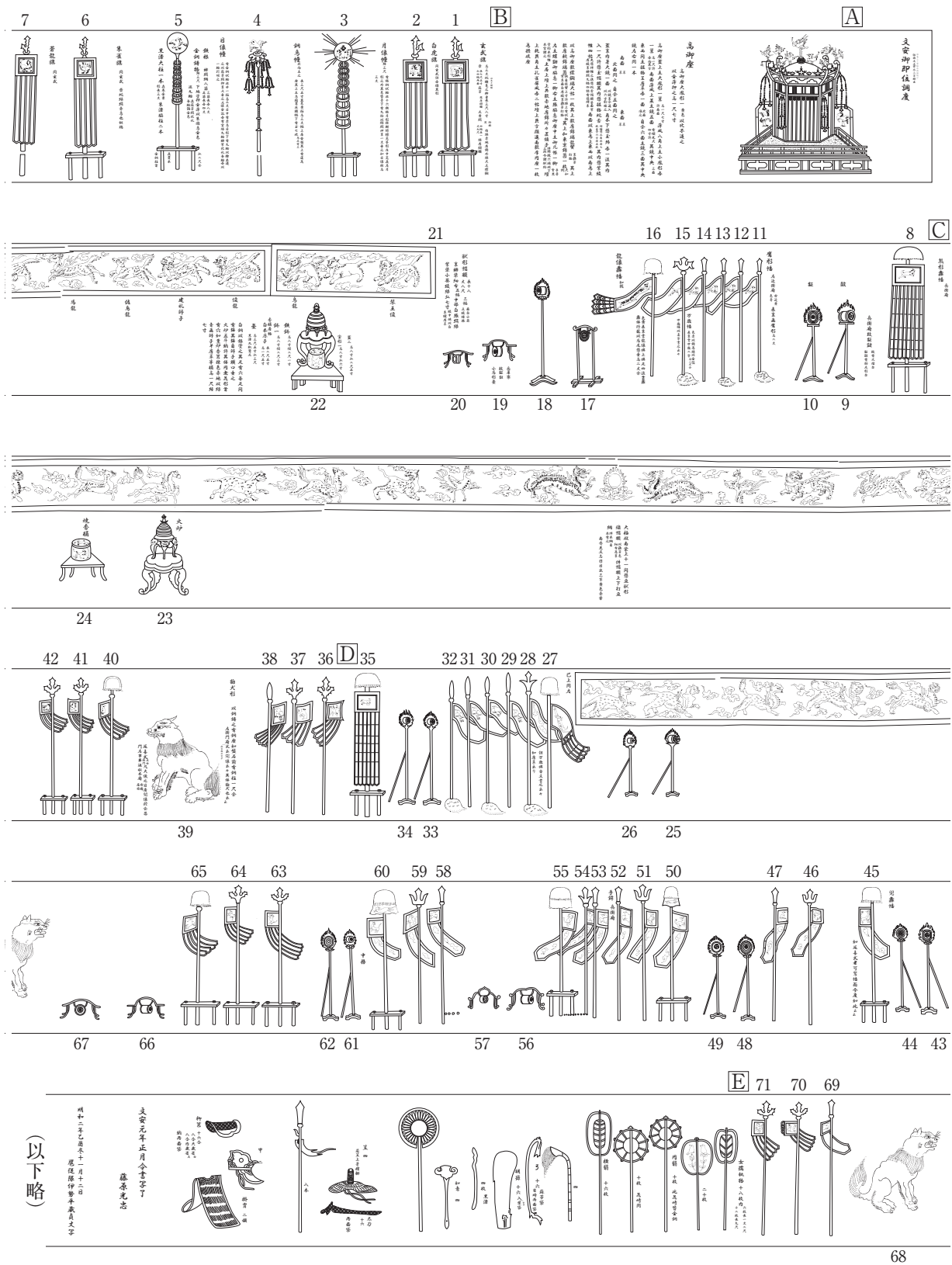


図1 神宮文庫所蔵「文安御即位調度之図」トレース図
(神宮文庫編『即位の礼と大嘗祭』掲載図版より作成)

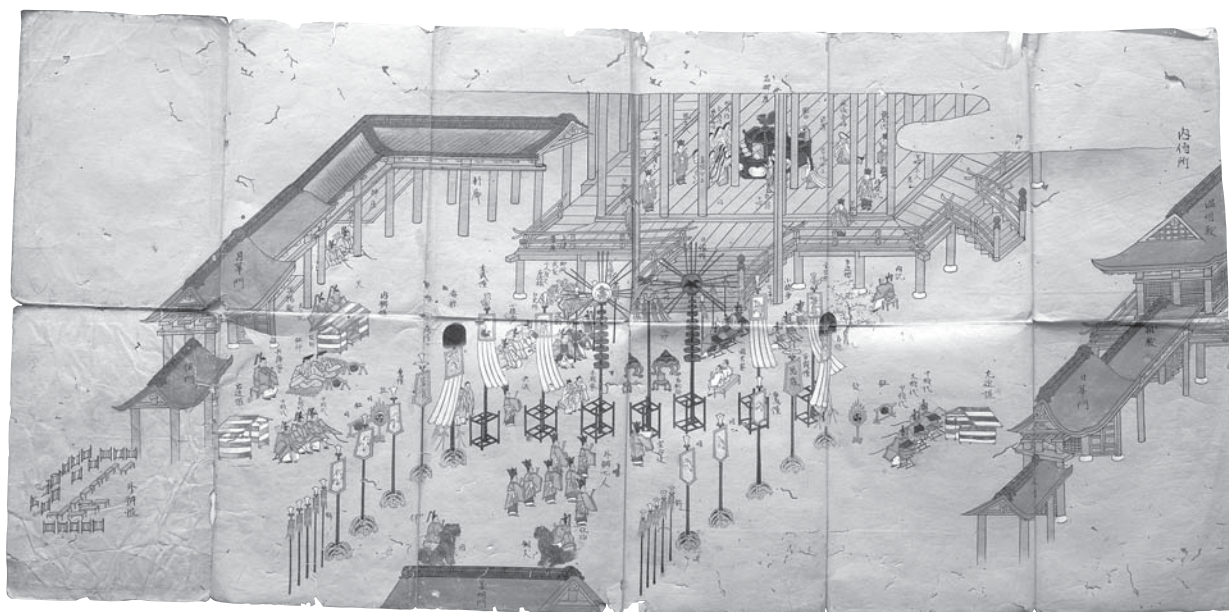


図2 御即位図（独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所所蔵）

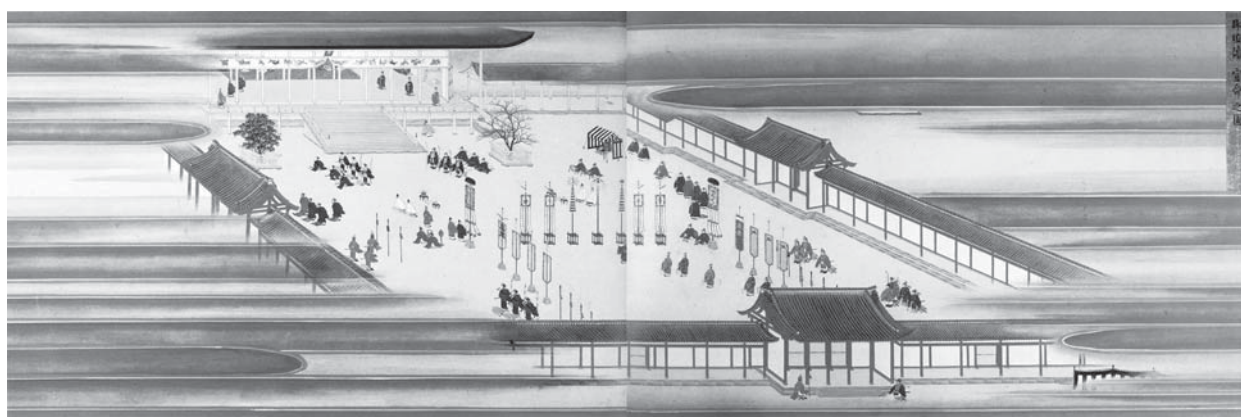


図3 「即位読 宣命之図」（嗣永芳照編『図説・宮中行事』より転載）

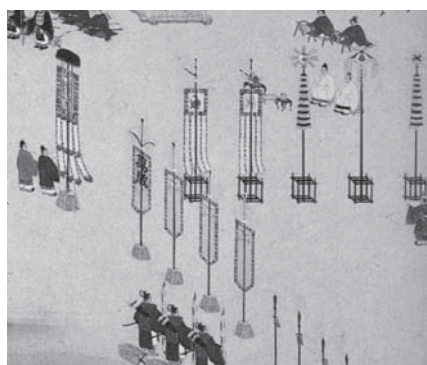


図3 部分 拡大

犬也云々」との注記がみえる。対面する向きに描かれた二つの狛犬を手掛かりに、その尾側の三本の幡を両端と解すると、Dの部分は、52と53の幡の間を中心にはば左右対称に描かれていることに気づく。52の幡には「手鉾〔兵衛府〕」の注記がみえる。この部分の幡は、龍尾道以南、すなわち朝堂院から朱雀門に至るまでの儀仗を描いたと判断される。宝幢の南、あるいは龍尾道下付近から南をみ、両端に遠方の儀仗が、中央にもっとも近い龍尾道下の兵衛府の儀仗が描かれているものと思われる。すなわち、西南遠方の幡(36)から龍尾道下中央の幡(50・55)を経て、さらに東南遠方(71)へと順に調度を描いたものであろう。

以上のように解すると、概ね調度図の画像の構図は理解される。

ところで、上記の理解においても、いくつかの問題点が残されている。もっとも目につく点は、幡の本数である。『儀式』によると、大儀の幡は、七旒の宝幢・四神旗、蠹幡八旒、隊幡・某像幡三三旒、小幡六〇四旒であるが、調度図の幡はこれに比して圧倒的に少ない。七旒の宝幢・四神旗、蠹幡一〇旒、万歳旗二旒のほかに、わずかに二八旒の幡が描かれるのみである。この点に留意しつつ、以下、図像の内容から窺われる問題点を列挙する。

第一は、Cにみえる熊形蠹幡(8・35)について。『延喜式』によると、蠹幡は、中務省の兕蠹幡二旒、左右近衛府の龍像蠹幡二旒、左右衛門府の鷲像蠹幡二旒、左右兵衛府の虎像蠹幡二旒の八旒が知られるのみであり、熊形蠹幡の由来は詳らかにし得ない。調度図によると、「兵衛府」と注記されることから、兵衛府の隊幡にあたる「熊像幡四旒」によるものかとも推測されるが判然としない。図像そのものに注目すると、幡足が八ないし六あり、幡足が四程度のほかの蠹幡や、四神旗と比しても豪華な造りであることも特筆される。特徴的に描かれる熊形蠹幡の描写は、その成立時期が調度図の原本が描かれた院政期頃に降る可能性を示唆す

と思われる。

第二は、兕蠹幡の描かれる位置について。60に「中務」の注記がみえ、また対称位置の45には「兕蠹幡」と記されることから、これらが中務省の兕蠹幡を描いたものと解される。ところが、中務陣は龍尾道上にあり、正しくはC、より厳密には8および35の幡の位置に描かれるべきものであった。なお調度図によると、45に「如『延喜式』者、可『鷲幡』。而今度如『此云々』とみえ、この幡が本来鷲像、すなわち衛門府の幡であるべきとする理解を示している。衛門府の鷲蠹幡であれば、幡の描かれる位置に問題はないのであるが、衛門府の蠹幡は40と65がそれにあたり、蠹幡は実際には二旒多く描かれている。断案はもたないが、「中務」あるいは「兕蠹幡」とする注記が混入したのか、あるいは筆写の過程で幡の同定の混乱が生じたのであろうか。

第三は、万歳旗(15・28)について。『延喜式』にこの記載はみえず、いずれかの時期に新しく加わったものである。『延喜式』にみえないことから、その成立は十世紀半ば以降とする理解が一般的かとも思われる。しかしながら、管見の限り、即位儀における万歳旗の初見は、弘仁度即位式である^④。付言するならば、前節で検討したように、『延喜式』の大儀にかかわる記述は、思いの外古儀を伝えているのであり、遅くとも平安時代のごく初期には大儀の儀仗に加えられていたことは確実である。

第四は、調度図に描かれない儀仗について。まず北殿門(昭慶門)の儀仗であるが、『延喜式』によると、北殿門左右にそれぞれ小幡十八旒、さらに北掖門(嘉喜門)・東廊門(東福門)にも兵衛の陣がみえるものの(『延喜式』には明示されないものの西側の永福門・西華門も同様)、調度図には一切記述が認められない。次に、宣政・章善門には、左右衛門府の尉が衛士以上を率いて小幡四旒を建てるとみえるが、この記述もみえない。さらに、調度図の構成についての本稿の理解によるならば、応天門外・朱

雀門外にあたる幡は、36・38・69・71のみであり、仮に隊幡のみと解しても、『延喜式』にみえる幡の半数しか描かれていない。

第五は、幡の形状について。調度図の幡には、先端が三俣鉾（15・28・36・37・41・42・46・51・54・59・63・64・70・71）と手鉾（11・14・29・32・38・47・52・53・58・69）がみえ、さらに三本柱（41・42・63・64）のものと一本柱のものが混在している。三俣鉾は、三本柱と一本柱のものがみえる半面、手鉾はすべて一本柱である。

そもそも、調度図に描かれた幡は、いかなる幡と理解すべきであろうか。三俣鉾は隊幡、手鉾は小幡とする理解もあるが、この場合、隊幡と小幡がそれぞれ十四本ずつ描かれていることになる。幡の絵柄をみると、隊幡とみられる三俣鉾の幡は、いずれも獣像である。これに対して、小幡の可能性が指摘される手鉾は、すべて鳥像が描かれている。『延喜式』によると、隊幡やそれに相当する幡の絵柄は、近衛府・衛門府の隊幡は鷹像であるのに対し、兵衛府は熊像幡とみえる。調度図の図柄による限り、獸形Ⅱ隊幡、鳥形Ⅱ小幡と分類することとなり、幡の絵柄との対応において問題が残るであろう。さらにこの理解では、近衛府の幡は、隊幡が全く描かれず小幡が四本描かれることになる。一方、朝堂院では、兵衛府が隊幡二本・小幡二本に対し、衛門府は隊幡四本と小幡一本となり、描かれている幡の構成はかなりバランスが悪いといわざるを得ない。とするならば、調度図に描かれている幡のうち、三俣鉾・手鉾はいずれも隊幡を描いたものであり、小幡はすべて省略されていると解すべきではなからうか。そこで、すべて隊幡を描いているとみる理解に問題はなにか、検討を加えてみる。

まず、龍尾道上の儀仗から検討する。難なく理解できるのは、近衛府の儀仗についてであろう。Cに描かれる近衛府の幡は、龍像・麁幡と鷹形幡がみえ、『延喜式』の規定に幡の種類と本数がいずれも一致している。

次に、中務の兕麁幡は、調度図では朝堂院に描かれるが、これは本来ならば熊形麁幡が描かれるところにあるべきものである。次に、朝堂院の儀仗であるが、兵衛府儀仗の本数は『延喜式』と等しい。ただし、式では熊形幡とされるのに対し、調度図の幡の絵柄は熊・鳥・獸と様々である。また、応天門外・朱雀門外の幡は、隊幡のみが描かれているとしても、本数が足りない。半減されているとも解されるものの、断案をもたない。

以上、本節では、『延喜式』の記述との比較から描かれるべき幡を特定することにより、平安時代即位儀の儀仗に即して、調度図の構成を明らかにしてきた。その結果、調度図に描かれる幡は、宝幢・四神旗、麁幡および隊幡に限られており、小幡はすべて省略されていると考えるのが自然と判断した。また、『延喜式』にはみえない熊形麁幡、万歳幡がみえるほか、隊幡の一部が省略されていることを指摘した。それでは、調度図に描かれる幡と『延喜式』の幡の相違はいかにして生じたのであろうか。この点について、節をあらためて検討を加えることとする。

三 平安時代の即位儀と文安御即位調度図

前述の通り、文安即位調度図の作成時期は、永治度、永万度、仁安度の三度の即位式のいずれかと理解されている。この理解は概ね肯ぜられるものの、先学の指摘は、調度図の図像に付された注記をもとに帰納された見解に過ぎず、平安時代即位儀の儀式次第の詳細と即位図の記載内容や構成を比較検討した上で導かれた結論ではない。調度図の作成年代は、同時代史料といえる院政期の即位記や古記録の記述と照合すること、具体的に明らかにされるものと考え。とりわけ、前節で確認した『延喜式』と調度図との相違点にこそ、絵図の作成時期を検討する手掛か

りが残されているのではないかと予想する。以下、儀仗の変遷という観点から、平安時代即位儀の記述に検討を加えたい。

平安時代前期、六国史の時代には、即位記事や即位宣命が掲載されるものの、概ね儀仗の詳細は不明である。『儀式』の記述が、九世紀の即位儀の詳細を知る手掛かりである。この時期に他から孤立する詳細な記録は、弘仁十四年（八二三）の淳和天皇御即位記のみであるが、後世の史料に「弘仁雨儀」^②として引用される点によるならば、即位式雨儀の先例として、記録にとどめられたのであろう。

平安時代中期、宇多天皇以降の即位儀の記述は、ほぼ古記録の残存状況にその粗密が左右される。平安時代中期頃の儀式書によると、延長度即位式の鋪設を図示した「延長八年図」^③の存在が知られ、いわゆる指図も作成されていたことが確認できるが、その具体的な内容は詳らかにし得ない。十世紀後半以降、永観度即位式・長和度即位式は、ともに『小右記』に記事がみえるものの、儀仗の詳細を検討する素材としては不十分である。院政期以前の関係史料は、概して儀式の詳細に乏しく、特に儀仗の考察を進めることは困難といわざるを得ない。

院政期前後にいたり、記録が豊かになる。治暦四年（一〇六八）の後三条天皇即位式の次第は、「後三条院御即位記」に詳しい。^④ただ、この儀は紫宸殿で挙行されており、八省院儀ではなかった。これに次ぐ白河天皇以降、古記録に記される即位の記事の増加とあいまって、即位儀のかなり詳しい詳細が伝えられる。さらに二条天皇以降は、六条天皇、高倉天皇、安德天皇と相次いで即位記がまとめられている。^⑤これらの部類の編纂意図、史料の伝来過程など書誌学的に検討するべき課題は多いが、本稿の課題とは異なるため後考に期すこととしたい。

調度図を読み解く上で、極めて注目すべき史料が、院政期に連続して編まれる即位記のなかでもっとも初期に属する「二条院御即位記」である。^⑥

この記録によると、二条天皇の保元度即位式に際して、大極殿・小安殿・八省院諸門回廊・青龍白虎楼・朱雀門など、儀式の場となる八省院の主要な殿堂が修造された。のみならず、大極殿の鴟尾もあらたに鑄造され、会昌門東西の瓦垣も修築されたほか、大極殿や八省院諸門の額も新調されたとい、即位式への強い意気込みが感じられる。ただし、応天門と朔鸞・栖鳳楼は修造されず、東西の朝集堂は礎石のみが残っていたという。^⑦つまり、保元度即位式は、八省院修造をうけた壮麗な儀式であった点で特筆されるのである。それだけではない。恐らくは一連の作業として、女婦・大舍人執物などの調度品が新調された。建物の修造と調度品の新調による即位儀、これらの点により他とは異なる即位式であることは明らかであるが、本稿の関心からもっとも注目すべきは、この記載内容が、調度図の記載と多くにおいて共通することである。以下、列举しつつ検討を加えたい。^⑧

第一、熊形纛幡について。調度図のみにみえる熊形纛幡は、会昌門外の右衛門府の幡にみえる。

驚像纛幡一旒（儀式所^レ載如^レ此。而今度左獅子、右熊像也。但有^レ纛）。

『儀式』の記載とは異なり、この時左衛門府は獅子像纛幡、右衛門府は熊像纛幡であったとみえる。これらの纛幡は、保元度即位式の新儀とみられ、前節で示唆した、その登場が院政期に降るとする推測を裏付けているのである。調度図では、龍尾道上の中務の陣に相当する場所に描かれているが、あらたに登場した纛幡であることで特筆されたのではなからうか。

第二、北殿門の陣について。調度図には一切記述が認められないが、これは単純な省略ではなかったと推測する。

昭慶門北壇下不^レ引幔。又殿南庭東西壇下、不^レ立^三左右近衛將監以

下杖槍^一。昭慶・嘉喜門、不^レ立^二兵衛尉以下胡床并幡^一。(中略) 違例也。

保元度の即位式において、昭慶門周辺の儀仗は省略されたい。調度図の図像に北殿門の儀仗が全くみえないことは、「違例」とされながら幡が建てられなかった事実を示しているのではなからうか。

第三、小幡について。前節において、調度図には、隊幡以上の幡が描かれ、小幡はすべて省略されていると推測したが、保元度の即位式においては、「杖槍」はみえるものの小幡は認められない。近衛陣は、「杖槍数行(其幟或蘇芳、或黄)」、兵衛陣は「杖槍数行」、会昌門外衛門陣は「立^二杖槍^一」の如くである。すなわち、保元度即位式に際して、少なくとも近衛陣以外には小幡は建てられなかった可能性があり、この点でも調度図の記載と一致するのである。なお、小幡の実体は、兵士のもつ杖槍に「幟」をとりつけたものであり、調度図にみえる幡が小幡ではないことは明らかであろう。

以上、にわかに気づく点を二三あげたに過ぎないものの、調度図の特徴は、「二条院御即位記」の記述と見事に一致している。保元度の即位儀は、単に即位記の内容が詳細を極めるのみならず、新儀に満ちていることが特徴といえるのである。信西政権の意気込み、あるいは後白河院政の意志が感じられる。こうした知見をもとに前後の即位儀の記述をみてみると、その変化は明らかであろう。保元度に行先し調度図にも先例として引く崇徳天皇の保安度即位式は、概して『儀式』あるいは『延喜式』の規定を遵守しつつ、古礼を重んじて行なわれている^⑤。さらに、後白河天皇の久寿度即位式は、わずかな違例のほかは「自余如^二式文^一」とみえるように、ほぼ『儀式』『延喜式』に準拠する傾向が強い^⑥。

してみれば、調度図の図像は、現在知り得る平安時代の即位儀の文献史料による限り、二条天皇の保元度即位式の儀仗をもとに、描かれた可

能性が高いと思われる。さらに、福山敏男が指摘した「摂政座」が記されることを重視するならば、調度図の原本は、保元度の新儀を踏まえ、次の天皇たる六条天皇の永万度即位式に際して、その準備か、あるいは儀仗の確認等の目的で用いられた可能性が指摘できるのではなからうか。^⑦

結 び

本稿では、『儀式』『延喜式』と文安御即位調度図にみえる大儀の儀仗の史料の検討を行ない、調度図の構成を明らかにするとともに、調度図が描く時代を保元度即位式の新儀ないし、それを踏まえた永万度即位式ではないかと推定してみた。本稿の検討により、基礎史料の構成と成立年代が明らかにされたと考えるが、この結果、調度図を確かな史料とした奈良時代儀式への遡及的検討が可能になると思う。次なる課題は、発掘調査で検出した儀式関連遺構の精査と、遺構に即した形での各都城における儀仗の復元的検討であるが、既に与えられた紙幅を超えている。詳細は後日を期したい。

平城宮跡では、二〇一〇年四月、遷都一三〇〇年を記念して、第一次大極殿が竣工した。現在引き続き、第一次大極殿院復原にむけた事業が進められている。この復原研究にかかわるなかで、史跡における復原建物の目的は、単なる「はこのもの」建設ではないし、「古代を体感する」場を提供するにとどまるものでもないと感じている。復原研究は、多くの場合微に入り細を穿つものであるが、その結果として、思いがけず新しい史料的事実・歴史的事実や、忘れられた過去の技術の「発見」へとつながることがある。その成果の一つ一つはささやかなものに過ぎないが、その知見は、いずれも文化財修理の現場や遺跡保存の最前線で、文化財を後世に伝えていくための「智」として共有され伝承されていくと思わ

れる。とすれば、復原研究や復原事業は、広い意味で文化財を未来に伝える役割を担うものではないかと思う。この小文もその一つでありたいと願うものであり、遺跡の調査、保護と活用によするものとなれば望外の幸せである。

注

- ① 和田萃「タカミクラ―朝賀・即位式をめぐって」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』塙書房、一九九五年。初出一九八四年)、加茂正典「『儀式』から見た平安期の天皇即位儀礼―踐祚・即位式・大嘗祭」(『日本古代即位儀礼史の研究』思文閣、一九九九年。初出一九九〇年)、藤森健太郎「古代天皇の即位儀礼」(吉川弘文館、二〇〇〇年)所収の諸論考などを参照した。
- ② 調度図の書誌は、米田雄介「いわゆる『文安御即位調度図』について」(『日本歴史』第五一六号、一九九一年)を参照。以下、米田氏の見解はすべてこれによる。本稿における検討は、主に神宮文庫所蔵「文安御即位調度之図」(神宮文庫編『即位の礼と大嘗祭』国書刊行会、一九九〇年)を用いるが、ほかに、宮内庁書陵部所蔵九条家本「即位装束絵図」(九一五七)、東山御文庫所蔵「御即位御装束絵様」(二四二函―四七)、群書類従本(『群書類従』第七輯所収)、小原文庫所蔵「文安御即位調度図卷」(熊本日新聞社等主催『即位儀礼にみる宮廷文化展』図録、一九九〇年)、京都大学文学部所蔵「御即位式図譜」(『古式に見る皇位継承「儀式」宝典』別冊歴史読本、新人物往来社、一九九〇年)などを適宜参照した。なお、史料紙焼写真の頒布に際して、宮内庁書陵部の新井重行氏にお世話いただいた。また、神宮文庫所蔵「文安御即位調度之図」のトレースは、鎌田礼子さんをお願いした。記して謝意を表したい。
- ③ 岩橋小弥太「文安御即位調度図」(続群書類従完成会『群書類題』第五卷、一九六〇年)、福山敏男「大極殿の研究 朝堂院概説」(『住宅建築の研究』福山敏男著作集第二巻、中央公論美術出版、一九八四年。初出一九五五年)。以下、岩橋氏・福山氏の見解はすべてこれによる。
- ④ 吉川真司「長岡宮時代の朝廷儀礼―宝幢遺構からの考察」(向日市埋蔵

文化財センター『年報 都城』一〇、一九九九年)、金子裕之「平城宮の宝幢遺構をめぐって―宝幢遺構に関する吉川説への疑問」(『延喜式研究』第一八号、二〇〇二年)。

⑤ 所功氏は、文安御即位調度図に描かれた高御座の詳細な検討を行ない、樽風上の鏡の枚数の相違が治承元年(一一七七)以後の特徴を示すとした上で、鎌倉時代の要素を含むことを指摘されている(所「高御座の伝来と絵図」『京都産業大学世界問題研究所紀要』第一〇巻、一九九〇年)。

⑥ 例えば、橋本義則「朝政・朝儀の展開」(『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年。初出一九八六年)、新川登亀男「四神旗の諸問題」(『日本古代の儀礼と表現―アジアの中の政治文化』吉川弘文館、一九九九年。初出一九九一年)、和田萃「四神図の系譜」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第八〇集、一九九九年)、佐野真人「儀仗旗」に関する「考察」(皇學館大学史料編纂所『史料』第二二二号、二〇〇七年)など。

⑦ 黒須利夫「大儀の系譜―律令国家の威儀をめぐる一考察」(『歴史人類』第二四号、一九九六年)。

⑧ 『衣服令』武官礼服条、同朝服条。

⑨ 『延喜式』の引用は、新訂増補国史大系本により、割注部分はへで示した(以下、他の史料でも同様)。

⑩ 『儀式』巻六元正朝賀儀によると、会昌門外の「小幡卅九旒」は「小幡卅九旒」、応天門外の「隊幡二旒」は「隊幡四旒」とみえる。なおそれぞれ、「小幡卅九旒」、「隊幡四旒」とする異本があるという。

⑪ 『令義解』軍防令私家鼓鉦条。

⑫ 『延喜式』兵庫寮大儀条。

⑬ 『延喜式』兵庫寮擊鉦鼓人条。

⑭ 『延喜式』兵庫寮大儀行幸条、同左近衛府擊鉦鼓人条。

⑮ 『続日本紀』靈龜元年(七一五)正月甲申朔条。

⑯ 『宮衛令』有非違条、同車駕臨幸条。

⑰ 『令集解』宮衛令車駕臨幸条。

⑱ 高橋周「十上」考―八世紀の衛士の編成をめぐって(笹山晴生編『日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三年)。

⑲ 『延喜式』兵庫寮擊鉦鼓人条。

- ⑳ なお、兵庫寮が備える宝幢・四神旗、纛幡と、隊幡・小幡との間には、幡の建て方で大きな違いがある。前者は「幢柱管」(史料A)、「預掘穴樹」管柱」(史料B)、「其管預前儲備。余皆准此」(史料C)。「余」は兵衛府・衛門府の纛幡を指す)の如く、預め幡の柱を支える管を埋める方式をとり、さしずめ調度図にみえる三本柱形式と推測されるのに対し、後者には「管」の記述はみえず、兵衛・衛士自らが支える方式、すなわち一本柱形式であったであろう。
- ㉑ 笹山晴生「令制五衛府の成立と展開」(『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年)。
- ㉒ 笹山晴生「中衛府の研究―その政治史的意義に関する考察」(『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年。一九五七年初出)。
- ㉓ 中衛府の設置は、神龜五年(七二八)八月(『続日本紀』同月甲午条)、授刀衛の設置は、天平宝字三年(七五九)十二月のことである(『続日本紀』同月甲午条)。
- ㉔ 天平宝字八年(七六四)十月に外衛大将・外衛中將がみえる(『続日本紀』同月壬申条・同癸未条)。
- ㉕ 『続日本紀』宝龜三年(七七二)二月丁卯条。
- ㉖ 現在にいたる発掘調査の知見による限り、その候補は藤原宮朝堂院と平城宮第一次大極殿院である。
- ㉗ 『令集解』宮衛令元日条古記。
- ㉘ 『公式令』内外諸司条。野田嶺志「大將軍と古代天皇の武力」(『律令国家の軍事制』吉川弘文館、一九八四年)。
- ㉙ なお、福山氏は後に、行事絵作成の気運から、永万か仁安の時のものとみた方がよさそう、とも指摘される(福山敏男「年中行事絵巻解説と付表」『住宅建築の研究』前掲。初出一九六八年)。
- ㉚ 吉川真司「長岡宮時代の朝廷儀礼―宝幢遺構からの考察」(前掲)。
- ㉛ 金子裕之「『文安御即位調度之図』をめぐる問題―大極殿儀式と宝幢」(都城制研究集会第一回口頭報告、於奈良女子大学、二〇〇七年三月二十四日)。金子報告は、調度図にみえる玄武のデザインが八世紀唐代の図像に類似し、その日本への伝来は藤原仲麻呂政権期と推定されること、正倉院

- の十二支布幕が聖武太上天皇葬礼の帽額とする原田淑人説(『正倉院の布幕』『東亜古文化論考』吉川弘文館、一九六二年)によりつつ、聖武太上天皇の葬送以後帽額の図像が変化したとする理解から、調度図の図像は藤原仲麻呂政権期にまで遡り得るものの、大宝元年正月朝賀には遡らないことを主張された。吉川真司氏とは全く異なる視点から仲麻呂政権期の画期を見いだされた点は特筆される。文安即位調度図の本格的研究ともいえるべきものであり、増補を予定されていたと伝え聞く儀仗の検討は、とりわけ本稿の問題関心とも共通するが、遺憾ながらも金子氏の急逝により論文として公刊されていない。なお、金子氏の口頭報告を聞いた竹内亮氏のご教示によると、金子氏の見解は本稿二節の検討にかかわるものであったが、描かれている幡の位置、種類について異なる理解を示しているようである。
- ㉜ 例えば、宮内庁書陵部所蔵九条家本「即位装束絵図」、東山御文庫所蔵「御即位御装束絵図」(前掲)など。
- ㉝ 吉川真司「大極殿儀式と時期区分論」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一三四集、二〇〇七年)。
- ㉞ 『続日本紀』大宝元年(七〇一)正月乙亥朔条。なお、「光明院御即位記」によると、建武度即位式では、朱雀旗は日像幢の西、白虎旗が月像幢の東に建てられた。ただし、「今日違例等」として記されるように、違例との認識は維持されていた。
- ㉟ 「師元記」保安四年(一一三三)二月十九日条、「実親朝臣記」同日条(ともに、『歴代残闕日記』第七冊所収)。
- ㊱ 「二条天皇御即位記」保元三年(一一五八)十二月二十日条(『続群書類従』第十輯下公事部所収)。
- ㊲ なお、新川登亀男氏は、「各種の「即位記」からみて、少なくとも平安宮以降においては、銅烏幢は黄色で北向きに建てられ、(中略)銅烏幢をのぞくこれら(日像幢・月像幢・四神旗。筆者注)は、すべて南向きに建てられていたもようである」とされるが(『四神旗の諸問題』前掲)、宝幢・四神旗が南向きに建てられるとする理解の根拠は示されていない。
- ㊳ 御即位図(独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所蔵)。
- ㊴ 宮内庁書陵部所蔵「公事録」所収、「即位説 宣命之図」(嗣永芳照編

『図説・宮中行事』同盟通信社、一九八〇年。

④〇 『延喜式』左衛門府咒像条。

④一 『淳和天皇御即位記』（『続群書類従』第十輯下公事部所収）。

④二 『北山抄』卷五踐祚抄、即位事勘物。

④三 例えば、『北山抄』卷五踐祚抄、即位事勘物など。

④四 『小右記』永観二年（九八四）十月十日条、長和五年（一〇一六）二月七日条。

④五 十世紀から十二世紀までの即位式の変化は、藤森健太郎「十〜十二世紀の「天皇即位」儀」（『古代天皇の即位儀礼』前掲）を、院政期の即位式については、溝口正人「中世即位式の空間構造儀式にみる古代と中世」（上野邦一・片木篤編『建築史の想像力』学芸出版社、一九九六年）を参照。なお、即位式へ参加する官人の減少と相俟って儀仗も略儀となり、幡の本数も減少したのであろう。

④六 『群書類従』第七輯 公事部所収、『歴代残闕日記』第六冊所収。大江匡房の日記『江記』から抄出したものと推測される。

④七 清原頼業「二条院御即位記」、中原師元「六条院御即位記」、清原頼業「高倉院御即位記」、同「安徳天皇御即位記」。いずれも『続群書類従』第十輯下公事部所収。

④八 ほかに、『保元三年番記録』（『続群書類従』第十輯下所収）にも詳細な記録がみえる。

④九 上原真人氏によると、保元の修造の眼目は、宮の正面観をきわだたせる工事であり、新築の会昌門外東西瓦垣ごしに大極殿の大棟の両側で光り輝く鴟尾を臨むことにあったとされる。また、史料にはみえないものの、瓦

の出土状況から平安宮大垣のうち南面大垣の修理が推測されるという（上原「院政期平安宮―瓦からみた」（高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』平安京・京都研究叢書1、文理閣、二〇〇六年）。

⑤〇 以下、特に注記をしない史料は、いずれも「二条院御即位記」による。

⑤一 『中右記』保安四年（一二二三）二月十九日条、「師元記」同日条（前掲）、「実親朝臣記」同日条（前掲）。

⑤二 『兵範記』久寿二年（一二五五）十月二十六日条。

⑤三 永万元年（一一六五）八月一日には会昌門が、翌二年七月二十五日には応天門廊が顛倒した。衛門府の隊幡が省略されていることは、門の倒壊とかわる可能性も残されている。

付記 成稿後の二〇一一年十月六日、十一月十日の二度にわたり、神宮文庫所蔵「文安御即位調度之図」（七門一〇八三号）の熟覧調査等を行なう機会を得た。神宮文庫の黒川典雄氏をはじめ、調査にご同行いただいた奈良文化財研究所の吉川聡氏・中村一郎氏、種々ご高配いただいた皇學館大学史料編纂所の遠藤慶太氏、奈良文化財研究所の箱崎和久氏にお礼申し上げる。

また、二〇一一年十二月十九日に、日本史研究会古代史部会において報告の機会を得た。参加諸氏から有益なご意見をいただいたが、成稿後のことで多くを反映できなかった。残された課題は後考に期したい。（校正に際して）

（独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所都城発掘調査部主任研究員）